

平成 31 年 第 4 回 浜松市農業委員会総会議事録

1.開催日時 場所

平成 31 年 4 月 15 日(月) 午後 1 時 30 分 市役所北館 1 階 101・102 会議室

2.委員の出欠

出席： 松澤崇 中島雅弥 松島好則 田中照明 原田博示 袴田正保 松尾康弘
横井利治 袴田博子 根木常次 内山進吾 岡本純 藤村猪三 高井孝平
後藤剛 小杉高史 鈴木英雄 水崎久司 井上保典 小柳守弘 鈴木要
欠席 鈴木克育 森島倫生 伊藤安子

3.出席した事務局職員

清水克 鈴木智久 石川宗明 木下穰 齋藤和也 石田潤司 松本行弘 河村幸一郎 秋山尚司
嶋田哲也 縣弘之 吉山和志 鈴木満広 池谷定康 山口彩 鈴木健吾 加茂真也 佐原貴寛
高岡真希子 柴田和洋

山下文彦(農林水産担当部長) 北嶋秀明(農業水産課課長) 江馬正信(エネルギー政策課課長補佐)

4.審議事項

- 第 23 号議案 農地法第 3 条の規定による許可について
- 第 24 号議案 農地法第 4 条の規定による許可について
- 第 25 号議案 農地法第 5 条の規定による許可について
- 第 26 号議案 非農地証明について
- 第 27 号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 第 28 号議案 相続税の納税猶予制度の免除手続(20 年経過)に係る
特例農地等の利用状況の確認について
- 第 29 号議案 農用地利用集積計画の決定について

5.報告事項

- 報第 25 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 報第 26 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について
- 報第 27 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について
- 報第 28 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 報第 29 号 時効取得を原因とする農地の所有権移転登記申請について
- 報第 30 号 農地の地目変更登記に係る報告について

6.その他

議事の概要

局長 みなさん、こんにちは。本日はお忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

局長 開会に先立ちまして、4月1日付け人事異動により浜松市農業委員会事務局に配属又は事務局内での異動のありました職員8名につきまして、紹介させていただきます。

(職員挨拶)

局長 それでは、只今から、平成31年第4回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

なお、本日の出席委員数でございますけれども、議席番号9番の鈴木克育委員、18番森島倫生委員、22番伊藤安子委員から欠席のご連絡をいただいておりますので、定数24名のところ21名と過半数を超えておりますので、本会が成立いたしますことをご報告申し上げます。

それでは、松島会長、ご挨拶に続いて開会宣言をお願いいたします。

会長 (会長挨拶)

会長 それでは、只今から、平成31年第4回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

局長 ありがとうございます。それでは、ここからの進行は議長として松島会長にお願いします。

議長 それでは、議事録署名人を私から指名させていただいてご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 それでは、議席番号20番水崎久司委員、議席番号21番井上保典委員をお願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります。第23号議案「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 それでは、お手元の議案1ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

県 今月の申請案件は、地区「和田」、整理番号78番外12件でございます。申請の内訳でございますが、所有権移転の売買に係る案件が11件、贈与に係る案件が1件、区分地上権に係る案件が1件でございます。許可することができない場合を定めております農地法第3条第2項各号の判断につきましてはそれぞれ調査書に記載されておりますので、議案と併せて資料の調査書写しをご覧ください。

それでは、整理番号に○を付した案件について説明いたします。

議案3ページの地区「三ヶ日」、整理番号87番、同一世帯で贈与に係る案件でございます。譲受人は北区三ヶ日町の、■■■■さん61歳でございます。■■■■さんは、譲渡人である父の■■■■さんとの間で、平成■■年■■月■■日に農地法第3条の許可を受け、使用貸借による権利を設定し、経営移譲していましたが、■■■■さんも高齢になり、後継者である■■■■さんに速やかに農地を譲り渡すため、生前贈与をすべく、今回の申請に至ったものでございます。また、この案件につきましては、贈与税の納税猶予を受けるよう税務署で事前に協議をしていると伺っております。申請地は、市立三ヶ日西小学校の北東約■■mと北約■■m、三ヶ日ICの北東約■■mに位置し、取得後は引続き、みかん、ネーブル、水稻を作付けしていく計画でございます。

続きまして、議案4ページの地区「天竜」、整理番号90番は売買に係る案件でございます。

- 縣 譲受人は天竜区龍山町の新規就農者、■■■■さん 70 歳でございます。譲受人は 10 年程前に申請農地の近くに住居を購入し、譲渡人と共同で申請農地を管理してきました。譲渡人が高齢となり通作が難しくなったこと、半年程前に■■■■さんが東京から住所を移し耕作を続けていくことになり今回の申請に及んだものです。申請地は、旧龍山北小学校から北東に約 ■■■■m に位置し、■■■■さんのご自宅からも約 ■■■■m の距離でございます。取得後は、お茶を中心に、白菜・キャベツ・トマトなどの野菜も作付けしていく計画でございます。この案件につきましては、農地台帳登録申請と同時に農地を取得するため「浜松市農地法第 3 条に係る許可基準」第 4 条に基づき、許可後 1 年以内に耕作状況を報告していただく条件を付してまいります。説明は以上でございます。
- 議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の現地調査と資料の調査書による協議結果についてご報告をお願いいたします。
- 議 長 整理番号 78 番について、蒲・和田・長上地区調査会の中島委員からお願いします。
- 中 島 整理番号 78 番につきまして、地区調査会で審議をしました結果、特に問題はありませんでした。
- 議 長 整理番号 79 番について、入野・神久呂・雄踏地区調査会の原田委員からお願いします。
- 原 田 整理番号 79 番、協議した結果、特に問題ありませんでした。
- 議 長 整理番号 80 番について、湖東地区調査会の袴田正保委員からお願いします。
- 袴田正 整理番号 80、地区「湖東」です。調査会において協議の結果、特に問題ございませんでした。
- 議 長 整理番号 81 番について、庄内地区調査会の松尾委員からお願いします。
- 松 尾 整理番号 81 番、庄内地区の調査会において審議した結果、特に問題ありませんでした。
- 議 長 整理番号 82 番から 84 番までについて、篠原・舞阪地区調査会の横井委員からお願いします。
- 横 井 整理番号 82、83、84 について、篠原・舞阪地区調査会で検討しましたが、特に問題ないという結論に達しました。
- 議 長 整理番号 85 番について、新津・可美地区調査会の根木委員からお願いします。
- 根 木 整理番号 85 番、地区調査会で検討した結果、特に問題はございませんでした。
- 議 長 整理番号 86 番について、細江地区調査会の藤村委員からお願いします。
- 藤 村 整理番号 86 番について、調査会において、別に問題ありませんでした。以上です。
- 議 長 整理番号 87 番、88 番について、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。
- 後 藤 整理番号 87 番、88 番につきまして、調査会で協議しましたが、問題ございませんでした。
- 議 長 整理番号 89 番について、中瀬・赤佐・笹玉地区調査会の森島委員が欠席しておりますので、私からご報告を申し上げます。
- 議 長 調査会では特に問題ございませんでした、ということです。
- 議 長 整理番号 90 番について、天竜・龍山地区調査会の鈴木英雄委員からお願いします。
- 鈴木英 整理番号 90 番ですけれども、地域に 10 年以上定着して新規就農ということでございましたので、地区調査会では問題ありませんでした。
- 議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの

議 長 説明についての発言のある方は挙手をお願いします。

(質疑応答なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。第23号議案「農地法第3条の規定による許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

議 長 次に、第24号議案「農地法第4条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 議案5ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

嶋 田 今月の申請案件は、地区「中央」、整理番号27番、外13件でございます。転用目的別の内訳は、自己用・共同住宅関連が6件、農家住宅関連が1件、貸駐車場が5件、太陽光発電が1件、営農型太陽光発電が1件です。また農地区別の内訳は、農用地区域が1件、第1種農地が2件、第2種農地が1件、第3種農地が10件でございます。

それでは、転用面積が最も大きい案件について説明いたします。

議案6ページ、地区「三ヶ日」、整理番号37番をご覧ください。北区三ヶ日町下尾奈の畑1,966㎡において、太陽光発電を行いたいという申請です。申請地は、天竜浜名湖鉄道尾奈駅から南西へ約■mのところの位置します。農地区分は、鉄道の駅の周囲おおむね500m以内の区域であることから、第2種農地に該当します。事業計画は、発電能力300Wの太陽光パネル684枚を設置するもので、配置計画から見て転用面積は適当と認められます。敷地の外周にはフェンスを設置し、雨水は敷地内にて自然浸透させる計画となっております。また、事業に必要な経済産業省の設備認定、中部電力への接続検討も完了していることから、事業の確実性が確認できるものでございます。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の現地調査と資料の調査書による協議結果についてのご報告をお願いします。

議 長 整理番号27番について、中央地区調査会の松澤委員からお願いします。

松 澤 整理番号27番につきまして、地区調査会で協議した結果、特に問題はございませんでした。

議 長 整理番号28番について、中ノ町・笠井地区調査会の分を私からご報告申し上げます。

議 長 調査会で協議した結果、特に問題はございませんでした。

議 長 整理番号29番について、積志地区調査会の田中委員からお願いします。

田 中 29番につきまして、地区調査会で協議した結果、特に問題ございませんでした。

議 長 整理番号30番、31番について、湖東地区調査会の袴田正保委員からお願いします。

袴田正 整理番号30、31の2件、地区「湖東」です。協議の結果、特に問題ございませんでした。

議 長 整理番号32番について、芳川・飯田地区調査会の鈴木克育委員が欠席しておりますので、私からご報告を申し上げます。

議 長 調査会では特に問題ございませんでした、ということです。

木 下 名高速道路浜松インターから北へ約 ■■■mのところにある農地でございます。申請地の農地区分につきましては、市街地の区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね 10ha 未満であることから、第 2 種農地に該当する農地であると判断いたしました。事業計画は、倉庫兼事務所、85 台収容の従業員・事業・来客用の駐車場、緑地、調整池、駐輪場を設置する計画であり、配置計画からみて、転用規模は適当と思われます。排水計画は、汚水、雑排水については合併浄化槽、雨水については敷地内側溝を経て調整池に流入させ、排水路へ制限放流する計画であること、都市計画法の開発許可の見込みがあること、浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づく事業承認を受けていること、資金計画の見込みもあることから許可相当であると判断いたしました。

続きまして議案 12 ページ、地区「中ノ町」、整理番号 286 番をお願いします。東区白鳥町の田 3 筆、合計 3,355 m²について、工場、駐車場、緑地、調整池を設けたいという申請でございます。申請者は、■■■に本社を置き、■■■を営む■■■であります。近年、事業拡大に伴う生産量の増加により、現在の工場が手狭となり、申請地に工場の建築をたく申請に及んだものであります。申請地は、東名高速道路浜松インターから北東へ約 ■■■mのところにある農地でございます。申請地の農地区分につきましては、市街地の区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね 10ha 未満であることから、第 2 種農地に該当すると判断いたしました。事業計画は、工場、68 台収容の従業員・事業・来客用の駐車場、緑地、調整池を設置する計画であり、配置計画からみて、転用規模は適当と思われます。排水計画は、汚水、雑排水については合併浄化槽、雨水については敷地内側溝を経て調整池に流入させ、排水路へ制限放流する計画であること、都市計画法の開発許可の見込みがあること、資金計画の見込みもあることから許可相当であると判断いたしました。

続きまして議案 12 ページ、地区「長上、笠井」にまたがりまして、整理番号 288 番をお願いします。東区上石田町、笠井新田町の田 8 筆、畑 2 筆、合計 5,844 m²について、砂利採取事業を行いたいという申請であります。申請者は、■■■に本社を置き、主に■■■を行っている■■■であります。この度、良質の砂利採取が期待できる本申請地を、陸砂利の採取場として使用したく、許可日から 2 年間の一時転用申請に及んだものであります。申請地は、静岡県立浜松東高校から東へ約 ■■■mのところにある農用地区域内の農地であります。審査したところ、本案件は、農用地区域内農地の不許可の例外規定にあたる一時転用に該当する転用事業であります。事業計画は、併用地を含む 6,325 m²を砂利採取場として使用し、採取場では 1:15 の安定勾配で掘削し、掘削面積 4,862 m²、最大掘削深が 10m、総掘削量は 25,894 m³を予定しております。工事期間中は、5mの保安距離を確保し、外周には防護柵、鍵付きの門扉などの設置により近隣への安全対策が図られること、工事完了後は良質な山土、建設発生土及び表土の埋め戻しにより、優良な農地へ復元し、土地所有者がキャベツ、ネギ、水稻を作付けする旨の耕作管理計画書が添付されていること、また、砂利採取事業事前審査を受けていること、地元自治会と事業中の安全対策について協議済であることから、許可相当であると考えます。

議案 23 ページ、地区「三方原」、整理番号 362 番をお願いします。北区東三方町の畑 4,851 m²について、工場を設けたいという申請でございます。申請者は、■■■に本社

木 下 を置き、[]を営む[]です。今般、他社との差別化を図り新設備の導入を検討しておりますが、[]年に新設した工場では手狭であり、周辺は住宅地化が進んでおり拡張も難しいため、工場の新設をしたく申請に及んだものでございます。申請地は、県立浜松工業高校の北約 []m に位置する農地です。申請地の農地区分につきましては、街区の面積に占める宅地の面積割合が4割以上であることから、第3種農地であると判断いたしました。本転用事業は、工場、駐車場24台、緑地、調整池を新設する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われれます。排水計画は、汚水、雑排水については合併浄化槽を経て道路側溝へ放流し、雨水排水については調整池に流入し既設水路へ制限放流する計画であること、都市計画法の開発許可の見込みがあること、資金計画の見込みもあることから許可相当であると考えます。

続きまして議案24ページ、地区「都田」、整理番号369番をお願いします。北区都田町の畑2筆、合計4,958㎡について、資材置場を設けたいという申請でございます。申請者は[]に本社を置き、[]を営む[]です。現在使用している資材置場について移転を余儀なくされているため、新たな資材置場を確保したく申請に至ったものでございます。申請地は、市立都田南小学校の西約 []m に位置する農地です。申請地の農地区分につきましては、上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、おおむね500m以内に2つ以上の医療施設があることから、第3種農地であると判断いたしました。本転用事業は、山土、栗石、砕石を置く資材置場を設ける計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われれます。雨水排水は敷地内で自然浸透させ、敷地内水路から道路側溝へ放流する計画でございます。周囲には見切工が計画されており、周辺農地への影響も軽微と思われることから、許可相当であると考えます。

続きまして議案26ページ、地区「三ヶ日」、整理番号376番をお願いします。北区三ヶ日町都筑の田8筆、合計4,858㎡について、太陽光発電設備を設けたいという申請でございます。申請者は、[]の[]、[]です。近年の電力需要を考慮し、この度、日照条件の良い申請地に地上権を設定し、太陽光発電事業を行いたく、申請に及んだものでございます。申請地は、三ヶ日ICから南へ約 []m のところに位置する農地です。申請地の農地区分につきましては、インターチェンジからおおむね300m以内の区域にある農地であることから、第3種農地であると判断いたしました。事業計画では、申請地をA、Bの二つの区域に分け、A区域では330Wの太陽光発電パネル864枚を設置し、発電能力が285.1kWとなる発電設備を設ける計画であり、B区域では300Wの太陽光パネル300枚を設置し、発電能力が90kWとなる発電設備を設ける計画でございます。設備の配置計画から見て、転用規模は適当と思われること、敷地外周にはフェンス及び堰堤を設け、雨水は敷地内で貯留して自然浸透、余剰分は既設水路へ制限放流させる計画であること、経済産業省の設備認定を平成 []年 []月 []日付けと平成 []年 []月 []日付けで受けていること、中部電力への接続検討も完了していること、資金計画の見込みもあることから許可相当であると考えます。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の現地調査と資料の調査書による協議結果についてのご報告をお願いいたします。

議 長 整理番号 273 番から 275 番までについて、中央地区調査会の松澤委員からお願いします。

松 澤 273 番から 275 番について、地区調査会で協議した結果、特に問題はございませんでした。

議 長 整理番号 276 番から 285 番までについてと、整理番号 288 番の東区上石田町の分について、蒲・和田・長上地区調査会の中島委員からお願いします。

中 島 合計で 11 件、内 2 件がヒアリング案件ですけれども、地区調査会で審議した結果、特に問題はございませんでした。

議 長 整理番号 288 番の東区笠井新田町の分についてと、整理番号 286 番、287 番、289 番について、中ノ町・笠井地区調査会の分を私からご報告を申し上げます。

議 長 地区調査会で協議した結果、特に問題はございませんでした。

議 長 整理番号 290 番から 307 番までについて、積志地区調査会の田中委員からお願いします。

田 中 290 番から 307 番までにつきまして、地区調査会で協議した結果、特に問題はございませんでした。

議 長 整理番号 308 番から 316 番までについて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の原田委員からお願いします。

原 田 整理番号 308 番から 316 番まで、調査会で調査した結果、問題ありませんでした。

議 長 整理番号 317 番から 323 番までについて、湖東地区調査会の袴田正保委員からお願いします。

袴田正 整理番号 317 から 323 番の 7 件、地区調査会で協議の結果、特に問題ございませんでした。

議 長 整理番号 324 番から 326 番までについて、庄内地区調査会の松尾委員からお願いします。

松 尾 整理番号 324、325、326 の 3 件、庄内地区において審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 整理番号 327 番から 329 番までについて、芳川・飯田地区調査会の鈴木克育委員が欠席しておりますので、私からご報告を申し上げます。

議 長 調査会では特に問題ございませんでした、ということです。

議 長 整理番号 330 番から 343 番までについて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田博子委員からお願いします。

袴田博 整理番号 330 番から 343 番までの 14 件について、調査会で協議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 整理番号 344 番から 353 番までについて、新津・可美地区調査会の根木委員からお願いします。

根 木 整理番号 344 番から 353 番、10 件、地区調査会で審議した結果、特に問題はございませんでした。

議 長 整理番号 354 番から 368 番までについて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。

内 山 整理番号 354 番から 368 番までの 15 件、地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 整理番号 369 番について、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。

岡本 整理番号369番の1件ですけれども、地区調査会で審議をしました結果、特に問題はございませんでした。

議長 整理番号370番から372番までについて、細江地区調査会の藤村委員からお願いします。

藤村 370番から372番まで3件、細江地区で協議した結果、別に問題ありませんでした。

議長 整理番号373番から377番までについて、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。

後藤 整理番号373番から377番まで協議いたしました。376番、377番は田んぼの上にソーラーパネルを付けるということで、草がどうしても生える。その草をもしも除草剤をやる場合は、周りが田んぼを作っているので、ラウンドアップ系を穂が出る前に使うと穂が付かない、ということがありますので、もしも除草剤をやる場合は農協等に相談してもらって何をやったらいいか相談してくださいということをお願いいたしました。それ以外は特に問題ございませんでした。

議長 整理番号378番から390番までについて、浜名・北浜地区調査会の小杉委員からお願いします。

小杉高 整理番号378番から390番の13件、調査会において協議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 整理番号391番から405番までについて、中瀬・赤佐・庵玉地区調査会の森島委員が欠席しておりますので、私からご報告を申し上げます。

議長 調査会では特に問題ございませんでした、ということです。

議長 整理番号406番について、天竜・龍山地区調査会の鈴木英雄委員からお願いします。

整理番号406番ですけれども、呼び出し案件でございましたが、3点ほど指摘がありましたけれども、対処していただけるということで、問題ありませんでした。

議長 整理番号407番について、佐久間・水窪地区調査会の井上委員からお願いします。

井上 整理番号407番、地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明についての発言のある方は挙手をお願いします。

(質疑応答なし)

議長 よろしいでしょうか。それでは採決いたします。第25号議案「農地法第5条の規定による許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め承認することといたします。

議長 次に、第26号議案「非農地証明について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 議案31ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

嶋田 今回の申請案件は、地区「中ノ町」、整理番号10番外2件でございます。

それでは申請面積が大きい案件について説明いたします。

地区「天竜」、整理番号11番、申請人は、天竜区谷山の■■■■さん、■■■■さん、申請地は天竜区谷山■■■■外1筆で横山小学校から南へ約■■■■mに位置しております。登記

地目は「畑」、現況は「山林」、合計面積は 862 m²でございます。昭和 46 年頃まで耕作管理しておりましたが、傾斜地にあり、周りは山林で、日当たりが悪く、作物を収穫することが困難となったことから、周囲に合わせ杉の木を植えたため、山林化したもので、今回是正したく申請に及んだものです。つきましては、非農地証明の基準である「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの」として、非農地証明書の交付が適当と判断されるものでございます。

説明は、以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

(質疑応答なし)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 26 号議案「非農地証明について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

議 長 次に、第 27 号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 議案 33 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

縣 それではご説明させていただきます。

相続税の納税が猶予される、「相続税の納税猶予の特例」の適用を、新たに受ける者について、皆さまにご審議いただくものです。「相続税の納税猶予の特例」の適用を受けるためには、被相続人が、死亡の日まで農業を営んでいたことと、相続人が、相続税の申告期限までに、相続等により取得した農地等で、農業経営を開始し、その後も引き続き、農業経営を行うと認められることを、農業委員会が証明する必要があります。これを適格者証明といいます。この議案につきまして、皆様方にご承認頂ければ、申請者に対して、相続税納税猶予の適格者証明を交付して参ります。

今回の申請案件は、地区「長上」、整理番号 1 番、1 件になります。被相続人は、平成 ■年 ■月 ■日に亡くなられた、■■■■さん、相続人は、東区安新町で被相続人と同居されていた、子の■■■■さん、64 歳です。申請地は、東区天王町■■■■外 3 筆、畑 457.2 m²、田 1,670.8 m²、合計 2,128 m²です。平成 31 年 4 月 5 日に、現地調査を実施しました。その結果、適正に農地として管理されていました。また、申請者から聴取したところ、被相続人が、死亡の日まで農業を営んでいたこと、申請者に、今後も引き続き農業経営を行っていく意思があることを確認しましたので、相続税納税猶予の適格者証明を交付いたします。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

(質疑応答なし)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 27 号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

議 長 次に、第 28 号議案「相続税の納税猶予制度の免除手続(20 年経過)に係る特例農地等の利用状況の確認について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 議案 35 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

縣 それではご説明させていただきます。

「相続税の納税猶予の特例」の適用から、20 年経過することによる、相続税の免除手続きに伴い、納税猶予の適用を受けている農地等の利用状況について、税務署へ報告するため、皆さまにご審議いただくものです。

今月は、地区「三方原」、整理番号 14 番、外 1 件です。

納税猶予の適用を受けている特例農地の面積が大きい、地区「三方原」、整理番号 14 番、北区根洗町 ■■■ 外 5 筆について、ご説明いたします。被相続人は、平成 ■■ 年 ■■ 月 ■■ 日に亡くなられた、■■■ さん。相続人は、北区根洗町にお住いの、子の ■■■ さん、60 歳です。特例農地の面積は、申告時 12,153 ㎡、現在 11,203 ㎡です。制度適用後、特例農地の一部を農地転用に伴い売買しており、平成 ■■ 年 ■■ 月 ■■ 日付けで 950 ㎡が確定しております。3 月 28 日、4 月 5 日に現地調査を実施いたしました。その結果、特例を受けている 6 筆のうち、3 筆は馬鈴薯が耕作されておりました。残りの 3 筆は、作付けはされていないものの、雑草もなく適正に管理されていたため、「管理地」として税務署へ報告いたします。

説明は、以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、質問等はございませんか。

(高井委員 挙手)

議 長 はい、高井委員。

高 井 面積が減っているときには相続税の減った部分は取られるの。

縣 そうですね。利子税を含めてですね、相続税を納付したということになります。平成 ■■ 年の ■■ 月 ■■ 日付けで農地転用したということで利子税を含めて相続税を一部支払っております。

高 井 利子分って何パーセント。

縣 すみません、率までは把握してなくて申し訳ないですけども、まあ、高額な利子がかかったのではないかと思います。

(小杉委員 挙手)

議 長 はい、小杉委員。

小 杉 今のことですけれども、いわゆる 100 パーセントをどのくらいの割合で、もし売ったとかすると、特例がなくなるってということもあるの。

縣 全体の、ということですね。

小 杉 今おそらく 950 ㎡くらい減ったじゃんね、約 1 反。1 町 2 反が 1 町 1 反になったということですよ。その 10 パーセントについてはその時の 20 年前に戻って相続税とかいろいろなもんが税金が発生すると思うんですけども、10 パーセントはないと思うけど、これが 2 割、20 パーセントとか 30 パーセントとか、極端な話半分くらいなくなっちゃったという時には、こういう特例措置ってというのは、半分なくなった時には 50 パーセント分だけでいいってこと。

山 口 事務局の山口と申します。今のご質問なんですけれども、納税猶予の適用を受けている農地全体の面積のうちですね、20 パーセント以内の転用や売却であれば、その分について税額の一部と利子税を支払って、他の部分について納税猶予を継続することができます。ただし、20 パーセントを超えた部分、売却や転用をしてしまうと、他の特例農地についても全て打ち切りとなってしまって、遡って相続税とその分全体の利子税もかかってくるようになります。

小 杉 わかりました。いろんなところで、教えてくださいというときのために質問したんですけど、その時は 20 パーセントを超えたらもうだめだよ。なら極端な話、18 パーセント、19 パーセントならいいってことだね。

山 口 はい、制度としてはおっしゃるとおりなんですけれども、ただですね、先ほども申し上げた通り、元々の相続税プラスそこまでの利子税も払わなければならないので、もしですね、転用とか売却の予定や可能性が少しでもあるようでしたら、その部分を外して申告をされるのがいいかなと思います。

小 杉 それはだって 20 年前じゃわからんもんね。わかってれば初めから、子供にくれるとか抜くのはわかっていたんですけれども。とりあえず、20 パーセントわかりました。ありがとうございます。

議 長 その他ございますでしょうか。

(後藤委員 挙手)

議 長 はい、後藤委員。

後 藤 先ほどの説明で、馬鈴薯を作っている以外は草等の処理はしてあるけれど何も耕作してない、ということで理解したんですが、そういうのはいい場所で草だけ生えないように管理してるといのはすごくもったいないことだと思うので、誰かに貸せるとかしてはだめなのか、ということ、誰かに貸した方がいいんじゃないかと思うのですがその点はどうですか。

縣 利用権でですね、この対象地を貸すということであれば相続税の猶予が引き続き受けられると思いますので、もし借りられる方がいらしていれば利用権での設定を、ということになるんですけど。基本的にはですね、利用権で第三者に貸すという手続きを取れば相続税の納税猶予が引き続き受けられます。以上でよろしいでしょうか。

後 藤 農業委員を通して、そういう人はぜひ、何も作らないんだったら農地としての意味もないんで誰かに貸してくださいと勧めた方がいいと思うんですが。どうでしょうか。

縣 斡旋ということですね。

後 藤 その人も保全だけするというのはすごくもったいない気がするんだけど。

石 田 北部農地利用グループの石田でございます。今回の現地調査した畑ですが、現状を報告するというので、現状は保全状態なんですけど、それまではかなり耕作をされていて、現状的には作付けのタイミングだと思うんですが、耕作をしてないという状況ではございます。今まではきれいに耕作はしておりました。

議 長 では一言。今後藤委員の質問というのは、遊休地、草刈りだけの管理だけではもったいないから、貸して使ってくれた方が有効でないか、という質問ですよ。それに対して利用権をつける分には可能ですよ、ということの返事という形ですよ。今回の議案については、今まではやってあった、たまたま今回見に行った時には作物を作ってなかったという石田さんの言うことでよろしいでしょうか。

議 長 その他ございますでしょうか。

(意見なし)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 28 号議案「相続税の納税猶予制度の免除手続(20 年経過)に係る特例農地等の利用状況の確認について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

議 長 次に、第 29 号議案「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 議案 37 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

池 谷 それでは、別添資料の別冊 1 をご覧ください。平成 31 年度第 1 回浜松市農用地利用集積計画(案)でございます。公告予定は平成 31 年 4 月 19 日となります。2 枚めくって頂きまして、「農用地利用集積利用権等設定内訳表」で、合計 352 筆、27 万 4,221.75 m²の内訳でございます。今月は、笠井地区での 5 筆をはじめとして、計 22 地区での利用権設定を予定しております。その次の 1 ページから利用権設定明細が掲載されております。1 ページから 21 ページは相対契約及び中間管理事業によるもの、23 ページから 69 ページは農地利用集積 円滑化事業によるものでございます。

それでは、内容について説明させていただきます。はじめに、1 ページから 21 ページをご覧ください。相対契約による利用権設定が 230 筆ございます。このうち新規就農に関するものについて抜粋してご説明いたします。5 ページの 1 番から 4 番をご覧ください。[] です。現在、浜北区内でレタスとキャベツを約 67,000 m²作付けしている [] さんが平成 [] 年 [] 月に設立した会社で従業員の雇用の安定と福利厚生の実現を図るため、今回の申請に至りました。浜北区油一色 [] 外 3 筆、計 2,869 m²を借り受けレタスとキャベツの作付けを予定しております。

次に 11 ページの 33 番から 41 番をご覧ください。[] です。現在、浜北区内でみかん、梨を約 20,000 m²作付けしている [] さんが平成 [] 年 [] 月に設立した会社で経営管理能力の向上を図るため、今回の申請に至りました。浜北区平口 [] 外 8 筆、計 13,665.75 m²を借り受けみかん及び梨の栽培を予定しております。

次に、11 ページの 42 番及び 12 ページの 43 番、44 番をご覧ください。[] さん [] さん 37 歳です。[] さんは、以前から農業に興味があったため、引佐町の [] さんの元で農作物の栽培技術を習得し、今回の申請にいたしました。北区都田町 [] の田、843 m²を借り受け水稻の作付けを、北区都田町 [] 外 1 筆の畑、計 3,735 m²を借り受けみかんの栽培を予定しております。

次に、9 ページから 11 ページ及び 19 ページをご覧ください。

農地中間管理事業による静岡県農業振興公社に対する利用権設定が 40 筆ございます。農地中間管理事業は、農地所有者から中間管理機構である県の農業振興公社が利用権設定により農地を借り受け、公社から農業者への転貸については、農用地 利用配分計画書を公社

池 谷 が県知事に申請し、県知事の認可を受けることにより転貸が成立するもので、備考欄に配分予定先を記載してあります。

それでは、このうち集積面積の多い案件について抜粋してご説明いたします。

9 ページの 8 番から 11 ページの 32 番をご覧ください。本件は、県の農業振興公社が北区三ヶ日町上尾奈 [] 外 24 筆の畑、計 27,482 m²を 9 名の農地所有者から借受け、機構のルールに基づき、同地区内で営農している農業者 8 名に配分を予定するものです。

続いて、23 ページから 69 ページをご覧ください。[] が農地を借り入れて、農業者などに貸し付けを行う、農地利用集積 円滑化事業による利用権設定が 122 筆ございます。

このうち新規就農に関するものについて抜粋してご説明いたします。23 ページをご覧ください。[] さん、35 歳です。[] さんは以前より「食」に興味があり、自らおいしく安心して食べることができる野菜を作りたいという意欲から [] で栽培技術の習得をし、今回の申請に至りました。西区篠原町 [] の畑、外 30 筆、計 8,175 m²を借り受けて玉葱の作付けを予定しております。

次に 27 ページの 2 番をご覧ください。[] さん、32 歳です。[] さんは漁業をしておりましたが、生活基盤の安定を図るため、認定農業者の [] さんのもとで栽培技術の習得をし、今回の申請に至りました。西区篠原町 [] の畑、外 9 筆、計 4,088 m²を借り受けて玉葱の作付けを予定しております。

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしています。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありました。何かご意見、ご質問はございませんか。
(袴田博子委員 挙手)

議 長 はい、袴田委員。

袴田博 6 ページの [] さんのところなんですけれども、農業従事者数が 3 名となっていて、以前 10 何名だったと思うんですけど、これはどういうことなのでしょう。

池 谷 農業従事者数につきましては、農業の経営の状況を記入していただく様式がございまして、その中の役員の欄の 3 名を記載させていただきます。以上でございます。

袴田博 以前とルールが変わったんですか。

議 長 以前は 10 何名で今回は、って、そういう質問だと思うんですが。

池 谷 以前の 13 名が、全体の農業従事者数が記載されておりまして、今回ののが役員の 3 名が記載されておりますので、今後統一したいと思います。失礼しました。

袴田博 そうすると、その下の [] さんのあたりの 25 名というのは役員者数が 25 名なんですか。

池 谷 [] さんにつきましては、全体の農業従事者数が今回記載されておりますので、今後すべてにおいて統一していきます。

議 長 今の事務局の回答というか見解は、今後役員の人数を記載するという風に統一するということですか。今まではパートとか入ってた人数ではなくて。

池 谷 基本的に期間雇用を除く従事者数で統一いたします。

袴田博 　　てことは、今回の[]さんが違う数字だという理解でいいですか。

池谷 　　そのとおりです。

議長 　　袴田委員、よろしいでしょうか。

袴田博 　　はい。

議長 　　では、この件についてはよろしいでしょうか。

議長 　　その他何かございますでしょうか。

議長 　　それでは、ご意見等もないようですので、第 29 号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

議長 　　異議ないものと認め承認することといたします。

議長 　　次に、報告事項の第 25 号から第 30 号までを、事務局から報告をお願いします。

鈴木智 　　それでは、議案 39 ページ以降は報告事項でございます。

（ 議案と件数を読み上げる ）

議長 　　只今の報告事項につきましては、ご承知おき願いたいと思います。

議長 　　それでは、その他として委員の皆様から、活動を通して何かありましたらお願いいたします。

議長 　　それでは、事務局から連絡事項がありましたらお願いします。

北嶋 　　・市要望に係る回答書について

　　　　・浜松市農業振興ビジョンについて

江馬 　　・浜松市太陽光発電施設設置に関するガイドラインについて

齋藤 　　・令和 2 年度農林関係税制改正要望について

　　　　・縣市農政要望について

　　　　・月報について

鈴木智 　　今後の会議予定

　　　　・令和元年 第 5 回 農業委員会総会

　　　　日 時 令和元年 5 月 16 日(木)午後 1 時 30 分～

　　　　場 所 北区役所 3 階 31・32 会議室

議長 　　以上で、本日の審議案件、報告事項につきましては終了いたしました。

　　　　長時間に亘り、ご熱心なご討議ありがとうございました。これをもちまして、第 4 回浜松市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会時間 午後 3 時 10 分

以上、議事の正確さを期すため署名する。
平成 31 年 4 月 15 日

会 長 松島 好則

委 員 水崎 久司

委 員 井上 保典